

## 第 8 章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (公害防止管理者制度)

### 1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の概要

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下、管理者法）は、公害防止管理者制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としています。

この法律に基づく特定工場は公害防止管理者等を選任し、届出をすることが義務付けられています。

### 2 特定工場

公害防止管理者等を選任することとされている「特定工場」は、表 8-1 の業種で、表 8-2 の工場です。

表 8-1 管理者法の対象となる業種

	業 種
1	製造業（物品の加工業を含む）
2	電気供給業
3	ガス供給業
4	熱供給業

※原則として日本標準産業分類による

表 8-2 管理者法の対象となる工場（詳細は表 8-4～10 を参照）

	関係施設	関係法令	説明
1	ばい煙発生施設等	大気汚染 防止法	<p>大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設（同表の 13 の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場で以下のもの。</p> <p>① 大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の 14 の項から 26 の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場。</p> <p>② ①以外の工場で排出ガス量が 1 万立方メートル以上の工場。</p>
2	特定粉じん発生施設		<p>大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場。（1 に掲げる工場を除く。）</p>

3	一般粉じん発生施設	大気汚染 防止法	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）が設置されている工場。（1、2に掲げる工場を除く。）
4	汚水等排出施設等	水質汚濁 防止法	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）が設置されている工場以下のもの。 ① 別表第1に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの。 ② ①以外の工場で排水量（1日当たりの平均的な排水の量をいう。）が1千立方メートル以上のもの。
5	騒音発生施設	騒音規制法	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で、以下の施設が設置されている工場。 ① 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） ② 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）
6	振動発生施設	振動規制法	振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で、以下の施設が設置されている工場。 ① 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。） ② 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） ③ 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）
7	ダイオキシン類 発生施設等	ダイオキシン 類対策特別 措置法	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設のいずれかが設置されている工場。

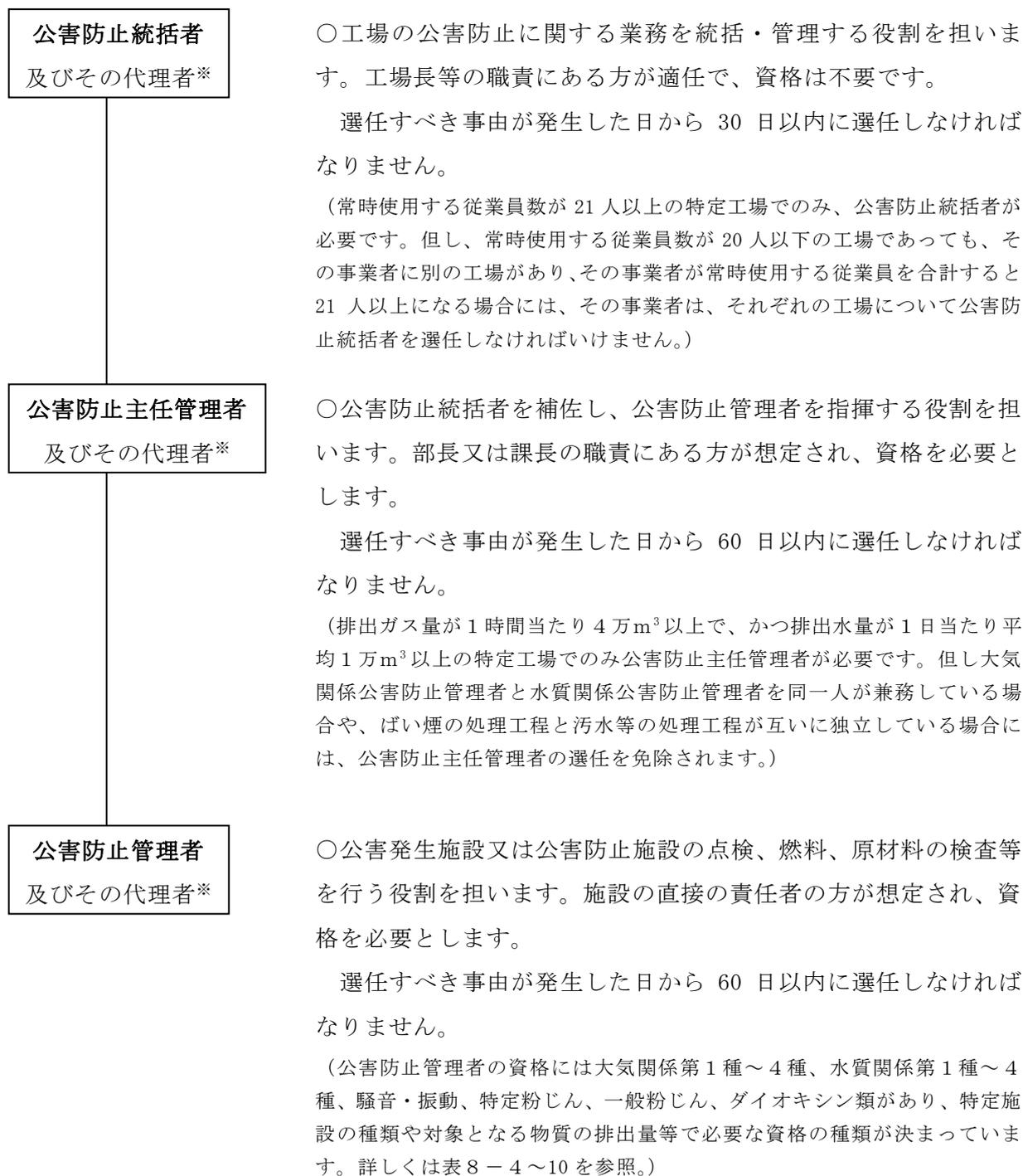
（参考）特定工場の範囲について

工場とは、社会通念上、一個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが一個の工場としての独立性がなく、全体を一工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとする。

具体的事例については、以上の考え方にに基づきつつ、次に示す例示を参考として、判断すること。

- (1) 同一会社の A 工場と B 工場が離れた場所にある場合には、別個の工場とする。この場合、A 工場と B 工場が組織上、生産工程上密接な関連がある場合も同様に扱うものとする。
- (2) 同一会社の A 工場と B 工場が道路または河川等をへだてて設置されているが近接しており、組織上、生産工程上、密接な関連があると認められる場合には、A 工場と B 工場を一括して一工場として取り扱ってさしつかえない。
- (3) 同一敷地内に異なる製品を生産する複数の工場があるが、全体の組織上、生産工程上密接な関連があると認められる場合には、全体を一括して一工場とする。
- (4) 同一敷地内に A 社の工場と B 社の工場がある場合には、別個の工場とする。この場合、B 社が A 社の子会社であっても同様とする。

### 3 公害防止組織



#### ※代理者

公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合にその職務を行う「代理者」をあらかじめ選定しなければなりません。役割、資格の有無等はそれぞれ上記の職種に準じます。

### (参考) 兼務の可否について

法において兼務が禁止されているのは次の場合です。

- ア 同一人が2以上の工場の公害防止管理者またはその代理者を兼ねる場合。ただし、この場合には特例が認められている\*。
- イ 同一人が2以上の工場の公害防止主任管理者またはその代理者を兼ねる場合。
- ウ 同一人が本人とその代理者を兼ねる場合
- エ 同一人がA工場の公害防止管理者とB工場の公害防止主任管理者を兼ねる場合

以上のア～エの場合以外においてやむを得ず同一人が2以上のポストを兼務することは、その者が所要の有資格者である限り違法ではありません。したがって、たとえば次のような場合は、兼務を認めても差し支えありませんが、その場合には、兼務することにより、その者が法に定める職務を誠実にこなす上で支障が生じないか十分留意して下さい。

- ア 同一人が同一工場の大気関係第1種公害防止管理者と大気関係第3種公害防止管理者を兼ねる場合
- イ 同一人が同一工場の大気関係第1種公害防止管理者の代理者と大気関係第3種公害防止管理者を兼ねる場合
- ウ 同一人が同一工場の大気関係第2種公害防止管理者と水質関係第1種公害防止管理者を兼ねる場合
- エ 同一人が同一工場の公害防止統括者と公害防止管理者を兼ねる場合
- オ 同一人が同一工場の公害防止主任管理者と公害防止管理者を兼ねる場合

なお、同一人が2以上の工場(異なる会社に属する工場を含む。)の工場長である場合には、法第3条第2項の趣旨から、その者がそれらの工場の公害防止統括者となるものとされています。

また、同一人が公害防止管理者等とその工場の他のポストを兼ねることは、法第9条第1項に定めるところに従い、公害防止管理者の職務を誠実にこなすことができる限り、差し支えないこととされています。

### ※公害防止管理者の兼務についての特例措置について

同一人が2以上の工場の公害防止管理者になることはできないこととされていますが、次に掲げる場合であって、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他の主務大臣が定める基準を満たし、1人の公害防止管理者が2以上の工場の公害防止管理者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、兼務が認められています。

- ア 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合
- イ 特定事業者及び当該特定事業者の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)、当該特定事業者を子会社とする親会社(同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。))又は当該親会社の子会社(当該特定事業者を除く。)が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合
- ウ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項第一号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第八号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法(昭和三十二年法律第百四十二号)第二条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員(常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合
- エ 同一の業種に属する中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項第一号に掲げる中小企業者をいう。)が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者(常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合

#### 4 届出の種類及び添付書類

公害防止管理者等に係る届出には次のものがあります。

表 8 - 3 届出の種類

届出が必要な場合		様式	添付書類	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理人	様式第一	特になし	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理人	様式第三	資格を証明するもの ・ 国家試験の合格証書の写し ・ 資格認定講習の修了証書の写し	
	公害防止管理者及び代理人	様式第二 別紙	資格を証明するもの ・ 国家試験の合格証書の写し ・ 資格認定講習の修了証書の写し	
死亡・解任	公害防止統括者及び代理人	様式第一	特になし	
	公害防止主任管理者及び代理人	様式第三	特になし	
	公害防止管理者及び代理人	様式第二 別紙	特になし	
承継		様式第三の二	①届出をした特定事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された場合 ・ 様式第三の三(相続同意証明書) ・ 戸籍謄本	遅滞なく
			②届出をした特定事業者の地位を承継した相続人であって、①の相続人以外の場合 ・ 様式第三の四(相続証明書) ・ 戸籍謄本	
			③合併により、特定工場の設置者の地位を承継した法人の場合 ・ 登記事項証明書	

表 8 - 4 ばい煙発生施設（大気汚染防止法関係施設）

施行令 別表 1	特定施設 (※は規模要件)	選任すべき管理者		
		排ガス量		
		4 万 m <sup>3</sup> / h 以上	4 万～1 万 m <sup>3</sup> /h	1 万 m <sup>3</sup> / h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は 廃熱のみを使用するものを除く。） ※環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積 （以下単に「伝熱面積」という。）が 10 平方メートル 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油 換算一時間当たり 50 リットル以上であること。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及 び加熱炉 ※原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 一日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料 の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 であること。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のために供する焙 焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14 の項に掲げるものを除く。） ※原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であるこ と。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
4	金属の精錬のために供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含 む。）、転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。） ※ 3 と同様	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
5	金属の精製又は鑄造のために供する溶解炉（こしき炉並 びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるもの を除く。） ※火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同 じ。）が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽 口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の 水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 平方メートル以 上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定 格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の 熱処理のために供する加熱炉 ※ 5 と同様	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造 のために供する加熱炉 ※ 5 と同様	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒 再生塔 ※触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼 炉 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
9	窯業製品の製造のために供する焼成炉及び熔融炉 ※火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バー ナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 50 リッ トル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロ ボルトアンペア以上であること。	大気 1, 3 種	大気 1～4 種	
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化 ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又 はガラス製品の製造のために供するものに限る。	大気 1 種	大気 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 2 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設 (※は規模要件)	選任すべき管理者		
		排ガス量		
		4 万 m <sup>3</sup> / h 以上	4 万～1 万 m <sup>3</sup> / h	1 万 m <sup>3</sup> / h 未満
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉 (カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火 炉(26の項に掲げるものを除く。) ※9と同様	大気1,3種	大気1～4種	適用外
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。) ※9と同様	大気1,3種	大気1～4種	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用 に供する電気炉 ※変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上 であること。	大気1,3種	大気1～4種	
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペ レット焼成炉を含む。)、溶鋇炉(溶鋇用反射炉を含 む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ※料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上である か、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽 口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はパー ナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20 リットル以上であること。	大気1種	大気1,2種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供 する乾燥施設 ※容量が0.1立方メートル以上であること。	大気1種	大気1,2種	
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 ※原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素 換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上 であること。	大気1種	大気1,2種	
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 ※16と同様	大気1種	大気1,2種	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用 に供する反応炉 ※パーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 3リットル以上であること。	大気1種	大気1,2種	
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素 反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水 素ガスを使用するもの限り、前三項に掲げるもの及 び密閉式のものを除く。) ※原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩 素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以 上であること。	大気1種	大気1,2種	
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉 ※電流容量が30キロアンペア以上であること。	大気1種	大気1,2種	
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料とし て燐鋇石を使用するものに限る。)の用に供する反応施 設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 ※原料として使用する燐鋇石の処理能力が1時間当 たり80キログラム以上であるか、パーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上である か、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア 以上であること。	大気1種	大気1,2種	
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留 施設(密閉式のものを除く。) ※伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポン プの動力が1キロワット以上であること。	大気1種	大気1,2種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第2条第2項第1号関係、その他は第2号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設 (※は規模要件)	選任すべき管理者		
		排ガス量		
		4 万 m <sup>3</sup> / h 以上	4 万～1 万 m <sup>3</sup> /h	1 万 m <sup>3</sup> / h 未満
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 ※原料の処理能力が1時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 リットル以上であること。	大気1種	大気1, 2種	
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1, 2種	
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 ※バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1, 2種	
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 ※容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	大気1種	大気1, 2種	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 ※硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり 100 キログラム以上であること。	大気1, 3種	大気1～4種	適用外
28	コークス炉 ※原料の処理能力が1日当たり 20 トン以上であること。	大気1, 3種	大気1～4種	
29	ガスタービン ※燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 リットル以上であること。	大気1, 3種	大気1～4種	
30	ディーゼル機関 ※29と同様	大気1, 3種	大気1～4種	
31	ガス機関 ※燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 35 リットル以上であること。	大気1, 3種	大気1～4種	
32	ガソリン機関 ※31と同様	大気1, 3種	大気1～4種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第2条第2項第1号関係、その他は第2号関係

表 8 - 5 一般粉じん施設（大気汚染防止法関係施設）

施行令別表 2	特定施設 (※は規模要件)	選任すべき管理者
1	コークス炉 ※原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。	一般粉じん 又は 大気1～4種 又は 特定粉じん
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場 ※面積が1千平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） ※ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） ※原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。） ※原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	

表 8 - 6 特定粉じん施設（大気汚染防止法関係施設）

施行令別表 2-2	特定施設 (※は規模要件)	選任すべき管理者
1	解綿用機械 ※原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん 又は 大気1～4種
2	混合機 ※1と同様	
3	紡織用機械 ※1と同様	
4	切断機 ※原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機 ※4と同様	
6	切削用機械 ※4と同様	
7	破砕機及び摩砕機 ※4と同様	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。） ※4と同様	
9	穿孔機 ※4と同様	
備考	この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。	

表 8 - 7 汚水排出施設（水質汚濁防止法関係施設）

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、へ ろ過施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、へ 蒸留施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 分離施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設、ニ 洗だめ及びこれに類する施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 精製施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未滿
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57. 1. 1 施行) イ 原料処理施設、ロ 湯煮施設、ハ 洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57. 1. 1 施行) イ 水洗式脱臭施設、ロ 洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設、ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設、ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機、へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設、チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 (S49. 12. 1 施行)	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設、ロ 洗化炭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー (S57. 1. 1 施行)	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 (S57. 1. 1 施行)	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57. 1. 1 施行) イ 湿式バーカー、ロ 接着機洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー、ロ 薬液浸透施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式バーカー、ハ 碎木機 ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設 へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設、チ 抄紙施設 (抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設、ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (S57. 1. 1 施行) イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
25	削除 (H29. 8. 16 施行)			
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれら含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機、ニ ろ過施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器、ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設、ヌ 湿式集じん施設 上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 脱水施設、ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設、ロ 分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
		水質 1 種	水質 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者			
		排水量			
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設、ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外	
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 分離施設、ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が 6 個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。	水質 1, 3 種	水質 1～4 種		水質 1 種

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設、ロ 塩析施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	水質 1 種	水質 1, 2 種	
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設、ロ 脱臭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 脱水施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
45	木材化学工業の用に供するフルフルール蒸留施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 (第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
49	農薬製造業の用に供する混合施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
50	第 2 条各号*に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 ※① カドミウム及びその化合物 ② シアン化合物 ③ 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 E P N)に限る。) ④ 鉛及びその化合物、⑤ 六価クロム化合物 ⑥ 砒素及びその化合物 ⑦ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ⑧ ポリ塩化ビフェニル、⑨ トリクロロエチレン ⑩ テトラクロロエチレン、⑪ ジクロロメタン ⑫ 四塩化炭素、⑬ 1,2-ジクロロエタン ⑭ 1,1-ジクロロエチレン ⑮ 1,2-ジクロロエチレン ⑯ 1,1,1-トリクロロエタン ⑰ 1,1,2-トリクロロエタン ⑱ 1,3-ジクロロプロペン ⑲ テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) ⑳ 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン) ㉑ S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) ㉒ ベンゼン、㉓ セレン及びその化合物 ㉔ ほう素及びその化合物、㉕ ふっ素及びその化合物 ㉖ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ㉗ 塩化ビニルモノマー、㉘ 1,4-ジオキサン	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る	水質 1 種	水質 1, 2 種	
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設(S57. 1. 1 施行)	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 (S57. 1. 1 施行)	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設、ロ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機 ハ 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設、ホ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう、ロ 電解施設 (熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設、ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る	水質 1 種	水質 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

(つづき)

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者		
		排水量		
		1 万 m <sup>3</sup> / 日以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千 m <sup>3</sup> / 日未満
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66	電気めっき施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（H3. 10. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（H3. 10. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	

※表中の網掛け部分は管理者法施行令第 3 条第 2 項第 1 号関係、その他は第 2 号関係

表 8 - 8 騒音発生施設（騒音規制法関係施設）

施行令 別表 1	特定施設	選任すべき管理者
1	金属加工機械	
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）	騒音又は騒音・振動
	ト 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）	騒音又は騒音・振動

表 8 - 9 振動発生施設（振動規制法関係施設）

施行令別表 1	特定施設	選任すべき管理者
1	金属加工機械	
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のものに限る。）	振動又は騒音・振動
	ロ 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）	振動又は騒音・振動
	ニ 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）	振動又は騒音・振動

表 8 - 10 ダイオキシン類発生施設（ダイオキシン類対策特別措置法関係施設）

○大気関係

施行令別表 1	特定施設	選任すべき管理者
1	焼結鉢（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が一時間当たり一トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が一トン以上のもの	

○水質関係

施行令別表 2	特定施設	選任すべき管理者
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	

(つづき)

施行令別表 2	特定施設	選任すべき管理者
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	ダイオキシン類
9	四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ [3,2-b:3'2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	

## 5 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出様式

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の届出には、所定の届出様式を使用してください。